

議案第 5 1 号

市川市立義務教育学校設置条例の制定について

市川市立義務教育学校設置条例を次のように定める。

平成 2 7 年 1 1 月 2 7 日提出

市川市長 大 久 保 博

市川市条例第 号

市川市立義務教育学校設置条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、市川市立義務教育学校の設置に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称及び位置)

第 2 条 学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 3 8 条ただし書（同法第 4 9 条において準用する場合を含む。）の規定により本市が設置する義務教育学校の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 市川市立塩浜学園

位置 市川市塩浜 4 丁目 5 番 1 号及び 6 番 1 号

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

(市川市立小学校設置条例の一部改正)

2 市川市立小学校設置条例（昭和 3 9 年条例第 4 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中「本市の」を「本市が」に改め、同条の表市川市立塩浜小学校の

項を削る。

(市川市立中学校設置条例の一部改正)

3 市川市立中学校設置条例(昭和39年条例第44号)の一部を次のように改正する。

第2条の表市川市立塩浜中学校の項を削る。

理 由

学校教育法の改正を踏まえ、小中一貫教育を行っている市立塩浜小学校及び市立塩浜中学校の設置に代えて、心身の発達に応じて義務教育として行われる普通教育を基礎的なものから一貫して施すことを目的とする義務教育学校として市立塩浜学園を設置する必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。